

第 4 章 地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

第1節 区域施策編策定の基本的事項・背景

1. 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021(令和3)年8月には、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015(平成27)年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018(平成30)年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050(令和32)年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050(令和32)年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

3. 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020(令和2)年10月、我が国は、2050(令和32)年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050(令和32)年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021(令和3)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030(令和12)年度の温室効果ガスの削減目標を2013(平成25)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021(令和3)年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、

2030年、そして2050(令和32)年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050(令和32)年カーボンニュートラルと2030(令和12)年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別				
産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

4. 大村市における地球温暖化対策のこれまでの取組や今後の取組方針

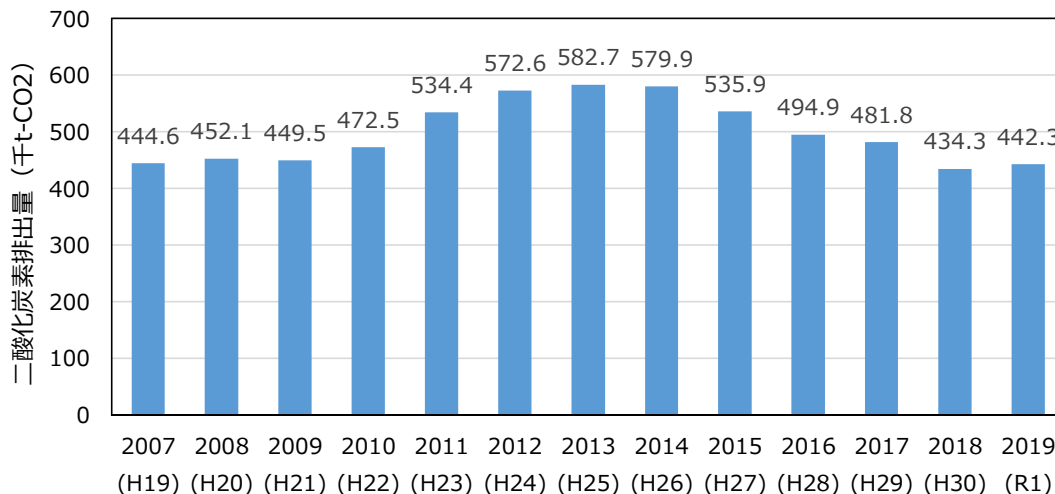
大村市においては、これまでも、再生可能エネルギーの導入促進等の取組を行ってきましたが、近年の国際的な動向や国内の動向を踏まえ、これまで以上に地球温暖化対策を講じていく必要があります。

その際、住民や地域の事業者とも連携の上、地球温暖化対策に取り組んでいくこととし、大村市として「ゼロカーボンシティ」を目指します。

第2節 二酸化炭素排出量の推計及び目標

1. 二酸化炭素排出量の現況推計

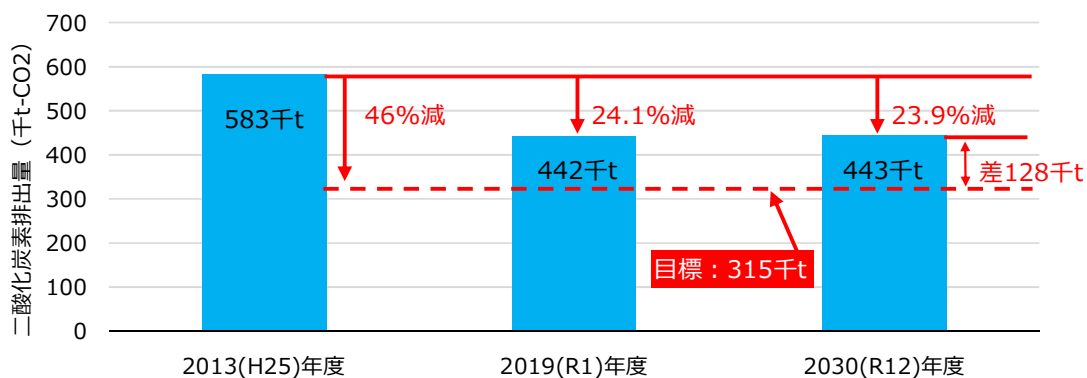
大村市において、温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は、2013(平成25)年度以降、減少傾向にありましたが、2019(令和元)年に微増しています。2019(令和元)年度における二酸化炭素排出量は442千t-CO₂ですが、国や長崎県の基準年である2013(平成25)年度の583千t-CO₂と比較すると24.1%減少しています。



出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

二酸化炭素排出量の経年変化

二酸化炭素排出量の将来推計を行ったところ、2030(令和12)年度の排出量（現状趨勢ケース^{※28}）は、人口の減少により、排出量が減るため、二酸化炭素排出量は443千t-CO₂（2013(平成25)年度比-23.9%）と予測されます。



現状趨勢ケースによる二酸化炭素排出量の推計

※28 現状趨勢ケース：現状から追加的な地球温暖化対策が行われないと仮定した場合

現状趨勢ケースによる二酸化炭素排出量の推計

項目	2019(令和元)年度	2030(令和12)年度
	排出量実績 (千t-CO ₂)	現状趨勢 推計排出量 (千t-CO ₂)
産業部門	73.7	73.9
製造業	51.8	51.9
鉱業・建設業	3.4	3.4
農林水産業	18.5	18.5
業務その他部門	104.8	105.0
家庭部門	94.7	94.9
運輸部門	156.8	157.1
自動車	149.4	149.7
旅客	93.2	93.4
貨物	56.2	56.3
鉄道	6.0	6.0
船舶	1.4	1.4
廃棄物分野	12.2	12.3
合計	442.3	443.1

※表内の数値は四捨五入の関係上、合計が合致しない場合があります。

※2019(令和元)年度のCO₂排出量の出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

※本計算は、人口による按分により算出しています。なお、参照した人口データは下記のとおりです。

・2019(令和元)年度：95,062人

出典：10.1 異動人口調査（おおむらの統計）

・2030(令和12)年度：95,226人

出典：大村市人口ビジョン（大村市 2022年9月更新）

国立社会保障・人口問題研究所準拠推計（2018年推計 ※2020年国勢調査反映）

なお、各部門、分野における対象とした排出、排出源の例は、次の表のとおりです。

各部門、分野における対象とする排出、排出源の例

部門	対象とする排出	排出源の例
産業部門	製造業、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出	電力の使用量、都市ガス、L P G、石炭、その他の燃料の燃焼
業務その他部門	事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出	電力の使用、都市ガス、灯油、A重油、L P G、その他の燃料の燃焼
家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出	電力の使用、都市ガス、灯油、L P G、その他燃料の燃焼
運輸部門	自動車、船舶、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出	電力の使用、ガソリン、軽油、L P Gの燃焼、カーエアコン使用（フロン等）
廃棄物分野	一般廃棄物の処理に伴い発生する排出	一般廃棄物の焼却

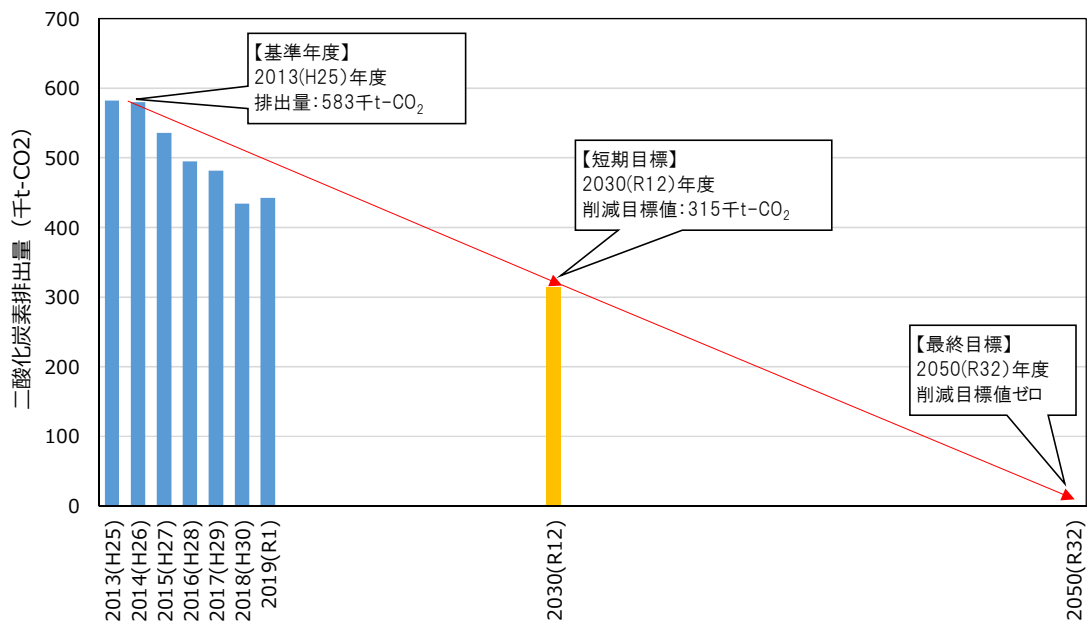
2. 二酸化炭素排出量の削減目標

これまでの排出状況を加味し、大村市の二酸化炭素排出量削減の目標は、2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比で46.0%削減とします。これは国の地球温暖化対策計画における削減目標「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46.0%削減」を踏まえ、設定しています。

また、最終目標については、国の長期目標と同様に、2050(令和32)年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

二酸化炭素排出量の削減目標

項目	内容
目標年度	2030(令和12)年度
目標	市内の年間二酸化炭素排出量を2013(平成25)年度比で46%削減(315千t-CO ₂)を目指す
最終目標	2050(令和32)年の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す
重点施策	1-1 省エネルギーに取り組みます 1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます 2-1 ごみの減量化・資源化に取り組みます 5-3 利用しやすい都市・交通環境を整備します 6-1 環境保全の意識向上に取り組みます



二酸化炭素排出量の削減目標

第3節 計画の考え方（基本方針）

大村市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の考え方（基本方針）は下記のとおりです。

今後、国によるカーボンニュートラルに向けた支援策等が展開されることにより、発電や建築物、電気自動車・燃料電池自動車といった分野での技術革新が進むと予想されます。

大村市では、国の動きを踏まえ、大村市の特性にマッチした技術や施策を取り入れた上で、地球温暖化対策に取り組みます。

第4節 大村市の対策

1. 省エネルギーに取り組みます

◆市民・事業者による省エネ活動の推進

具体的な省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及啓発に努めます。

- 家庭や事業所における節電やスマートムーブなどの省エネ型ライフスタイルの定着
- クールビズやウォームビズの積極的な実施
- リモートワークや時差出勤などの実施
- 節電や節水など、家庭でできる省エネ活動の推進

◆建築物等の省エネ化の推進

市が率先して建築物等の断熱化・長寿命化などを推進するとともに、市民・事業者へ情報提供し、省エネルギー技術の普及に取り組みます。

- 公共施設の断熱化・長寿命化の推進、省エネルギー設備・機器を率先的導入
- 市民・事業者による建築物の断熱化・長寿命化の推進、省エネルギー設備・機器の導入

◆交通における燃料使用の抑制

市が率先して環境対応車の導入などに取り組むとともに、市民・事業者に対して環境対応車導入の普及啓発やエコドライブなどのスマートムーブの推進を行うことにより、交通における燃料使用を抑制します。

- 市による環境対応車の率先的導入
- エコドライブなどのスマートムーブの推進・実施
- 地産地消による、フードマイレージの低減

2. 再生可能エネルギーの利用を進めます

◆再生可能エネルギーの率先導入

太陽光や風力熱利用システムなどを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して公共施設に導入します。

○公共施設への再生可能エネルギーの率先導入

◆再生可能エネルギーの導入促進

市民・事業者に対し、再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信を行うことにより導入を促進します。

○再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信

○市民・事業者による再生可能エネルギーの導入

◆地域資源の活用

バイオマスや小水力など、地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を検討します。

○バイオマス・小水力などの再生可能エネルギーの導入検討

3. ごみの減量化・資源化に取り組みます

◆ごみの減量化・資源化による二酸化炭素排出量の削減

ごみを減量化・資源化することで、ごみ処理にかかる二酸化炭素排出量の削減を推進するとともに、市民・事業者へ情報提供し、ごみの減量化・資源化の普及に取り組みます。

○4R 運動の推進

○リサイクル製品等の利用推進

○廃棄物系バイオマスの利活用推進

○過剰包装や使い捨て製品の使用抑制

○ごみの適正な分別や店頭回収の積極的な実施

4. 利用しやすい都市・交通環境を整備します

◆利用しやすい都市・交通環境の整備による二酸化炭素排出量の削減

環境にやさしい交通体系の創出、人にやさしい交通環境の整備に取り組み、利用しやすい都市・交通環境を整備します。

○公共交通機関の利便性の向上

○自動車から自転車への利用転換

5. 地球温暖化防止の意識向上に取り組みます

◆地球温暖化防止の意識向上による二酸化炭素排出量の削減

環境イベントや環境講座の開催及び環境に関する情報を積極的に提供することにより、市民及び事業者の認識を更に深め、地球温暖化防止活動を促進します。

○地球温暖化防止活動の推進

○環境情報の収集・提供